

本問題として問わ
います。予算があ
解決できるでしょ
もこのお金がな
す。この制約の
の苦闘の歴史が水
業政策の歴史だっ
す。

導入 助成

知らなければなら
そのためのお金
に支給しなくて
ません。米の直
い交付金を見直
地・水保全管理支
一緒にして交付
給するといふの
この線に沿うもの
えます。水田を
ていくために必

生産を基本に

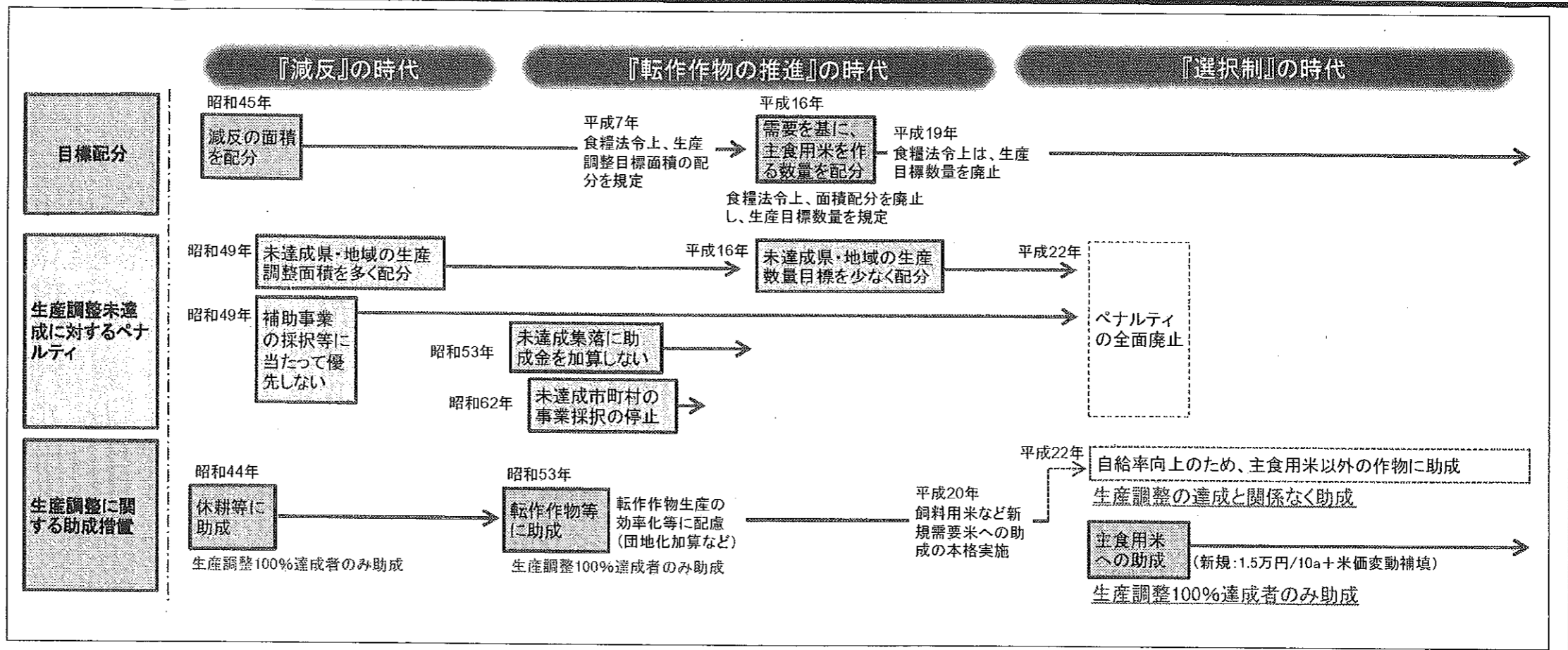
低限の費用を支
いくという方向
の組み替えが行
いるのだと思
「売れる米づく
成功して、る也

がった分は変動部分で
補てんされました。戸
別所得補償制度は生産
調整の参加者を増や
し、米の需給を引き締
める方針を旨とする

全国区で流通していま
ましたし、生産量も多
かった。それが市場か
ら消えたことで卸業者
が手当を急いだのでは
ありません。増えたのは新
見野長(長門県)。その

調整だけでなく、水田
の構造改革につな
がった面もあります。
12年から麦・大豆
の自作化を進めた水
田農業経営確立策で
大規模経営はどの
も大豆作を拡大しま
す。転作を拡大し
て、転作を拡大し
て、転作を拡大し
て、転作を拡大し

行った方が需要量を増
やすことにつながるの
です。米価水準を維
持することも必要で
る。改革の議論が可
能な限り進めたいと
思っています。米価
水準を維持することに
なるといわれています。
米価水準を維持する
ことは、米の需給を
調整する上で重要な
役割を果たしている
と見られています。



【生産調整政策の変遷】
(減反政策)
○昭和40年代前半に大豊作が続いた(作況指数11昭和42年112、43年109など)ことなどもあって、食糧制度(食糧管理法)のもと政府全量買入制度で政府在庫が720万tになったことなどから、昭和46年度から水田の休耕などを中心とした生産調整(減反)が本格的に開始された。
○生産調整が開始された当初は主食用米を生産してはいけないう面積(生産調整の目標面積)を配分。単純休耕に対しても助成。生産調整の目標面積が達成されない場合は翌年の目標面積を多く配分するとともに補助事業を優先採択しないなどのペナルティを措置。
(転作政策)
○昭和53年からは稲作から自給率の低い転作作物への転換を推進(水田利用再編対策)。
○平成16年からは食糧法改正で販売実績を基礎として主食用米を作る数量(生産数量目標)を配分する方式に転換。需要に応じた「売れる米づくり」を推進。
(米による転作と選択制)
○平成20年産から飼料用米など新規需要米への助成を本格的に実施。22年産からは従来の強制感を伴うペナルティを廃止。主食用米に対するメリット措置で生産調整への参加に誘導するという実質的な選択制に転換。

